

株券電子化への対応

(続法人株主編)

制度調査部
横山 淳

株券ペーパーレス化レポート No.25

【要約】

上場会社の株券は、2009年1月に一斉に電子化されることが予定されている。

株券電子化に当たっては、法人が現物で保有する「株券」についても、いわゆる「タンス株」と同様、一斉移行日に無効となり、信託銀行等に開設された特別口座で管理されることとなる。

法人株主についても、株式の保有状況、担保権設定状況などの管理の上でも、証券保管振替機構への預託など適切な対応・準備が必要となるだろう。

本稿では、「株券電子化」を巡る法人株主からの質問に基づいて、Q & A形式で解説を行う。

「株券電子化」とは？

2009年1月に、上場会社の株券は一斉に廃止される予定である。株券が廃止された後には、現在の証券保管振替機構（以下、「ほふり」）を中核としたコンピュータのネットワークで、上場会社の株式や株主の権利などが全て管理されることとなる。つまり、上場株式の管理・譲渡・担保設定などは、新しい「株式振替制度」に基づくコンピュータ・システムによって処理されることとなるのである。これを「株券電子化」と呼んでいる。

それに伴い、いわゆる「タンス株」は、2009年1月に予定される一斉移行日に無効となる。「タンス株」についての株主の権利は、発行会社が指定する信託銀行等に開設された特別口座で管理されることとなる。

こうした取扱いがなされるのは、個人株主が保有する「タンス株」に限られる訳ではない。法人が「現物」で保有する「株券」や、証券会社・信託銀行などに「現物」の形で預けている「株券」についても同様に取り扱われる。即ち、2009年1月に予定される一斉移行日に無効となり、発行会社が指定する信託銀行等に開設された特別口座で暫定的に管理されることとなるのである。

その結果、法人株主についても、株式の保有状況、担保権設定状況などの管理の上でも、2009年1月に向けて証券保管振替機構への預託など適切な対応・準備が必要となる。

法人株主の立場から見た株券電子化対応については、拙稿「株券電子化への対応（法人株主編）」（2006年6月27日付 DIR 制度調査部情報）で解説を行ったが、その後も様々な質問が制度調査部に寄せられている。本稿では、こうした法人株主から寄せられた質問に基づき、「株券電子化」への法人株主の対応をQ & A形式で解説する。

Q 1 : 法人株主として、当座、やっておくべきことは？

当社は、取引や契約の関係で、取引先の上場会社の株券を保有している。2009年の株券電子化に向けての準備が必要と聞いているが、当座、何から手をつければよいのか？

A 1 : 名義の確認と「ほふり」への預託（の検討）である。

法人株主も、個人株主も、保有している上場会社の「株券」について、株券電子化に向けて必要となる準備は同じである。即ち、次の2点である。

株券の名義の確認

「ほふり」への預託（の検討）

株券電子化により無効となった「株券」についての株主の権利は、発行会社が指定する信託銀行等に開設された特別口座で管理されることとなる。その際、一連の作業は、あくまでも株主名簿の記載に基づいて行われる。

言い換えれば、自社が法人株主として保有する株券について、自社の名義になっているのであれば、株券電子化に伴って権利を失うことはない。株券電子化と共に、自社を名義人とする「特別口座」が開設されて、権利が保全されることになるからである。

その意味で、「株券の名義の確認」は、株券電子化対策として最低限必要な準備である。

更に、より円滑に株券電子化に移行するためには、「ほふり」への預託を行うことが望ましい。

つまり、株券が「ほふり」に預託されている場合、既に、証券会社等の口座で保有株式の管理が行われ、券面の移動なしに株式の売買などが可能となっている。その意味では、実質的な「電子化」が先行して行われているとも言えるだろう。

そのため、事前に「ほふり」預託が行われている株券については、株主が特別な手続や対応を行わなくても、そのまま新制度に移行することになっている。即ち、一斉移行日に、現行の「ほふり」制度に基づく口座のデータは、自動的に新制度に基づく口座のデータに転記されることになる。そのデータは発行会社にも通知され、データに基づいて株主名簿の名義書換も行われる。

これらの点を踏まえれば、円滑な株券電子化移行のためにも、特段の事情がない限り、事前に「ほふり」預託を行う（検討する）ことが望まれる。

Q 2 : 名義の確認に当たっての留意事項は？

法人株主として、保有株券の名義の確認に当たって、注意しなければならない点は何か？

A 2 : 会社以外の名義になっているものに注意する必要がある。

個人株主の場合と異なり、法人株主が株式を購入した場合、名義変更を失念することは稀だろうと思われる。しかし、法人株主であっても、例えば、次のような事態が生じる可能性は否定できない。

M & A や商号変更などがあり、株券の名義が旧会社名、旧商号のままになっている。
株券の名義が、オーナーや社長など関係者の個人名義になっている。

の状態、そのまま放置しておく、株券電子化に当たって、旧会社名、旧商号の名義で特別口座が開設されることとなる。もちろん、直ちに権利を喪失する訳ではないが、自社がその株式を継承していることについて確認書類の提示など、複雑な手続が必要となる可能性がある。

の状態、そのまま放置すれば、株券電子化と同時に、株主名簿上の名義株主であるオーナーや社長名義の特別口座が開設されることになる。つまり、会社の管理を離れ、オーナーや社長の個人口座での管理となる訳である。そのため、速やかに対応を進める必要がある。ただ、この問題への対応は複雑である。その株券の所有権者はそもそも誰か、という問題があるためだ。

会社が個人名義の株券を保有することとなった経緯としては、様々なパターンが想定できる。一例を挙げれば、オーナーや社長が、個人所有していた株券を、会社の増資に応じて現物出資したものである可能性がある。現物出資を受けた会社は、受領した株券について、そのまま名義書換を忘れていたというようなケースである。この場合、会社としては、速やかに状況確認を行った上で、名義書換手続を進める必要があるだろう。

また、別の想定されるケースとして、オーナーや社長の個人所有の株券を、たまたま会社が保管していただけ、という可能性もある。そうであれば、オーナーや社長に株券を返還して、個人の責任で株券電子化に向けての手続をしてもらうように、お願いする必要があるだろう。

いずれにせよ、 のケースでは、数年前に問題になった「名義貸し」などの疑いがかけられる危険性もある。迅速かつ慎重な事実関係の確認が必要となると言えるだろう。

Q 3 : 担保として取引先に差し入れている (受け入れている) 株券の対応は ?

当社は、担保として取引先に差し入れている (取引先から受け入れている) 株券がある。株券電子化に当たって、担保株券の具体的な実務対応は、未だ決まっていないとは聞いている。ただ、とりあえず、現時点で当社としてやっておくべきことはないか ?

A 3 : 具体的な対応が決まれば即応できるように下準備を行っておくことが望ましい

株券電子化への移行に当たって、一番の問題となるのが、担保株券の取扱いである。本稿執筆時点でも、各業界や証券会社・金融機関などで検討が進められている段階で、具体的な実務対応は確定していない。理論上は、担保株券の電子化移行については、概ね、次の3つのパターンが想定できる。

株券電子化前に、一旦、株券を債務者に返還し、「ほふり」に預託した上で、担保を再設定する。

株券電子化後に、債務者の「特別口座」に入った株式について、担保を再設定する。

特例措置を利用して、債権者単独の判断で (担保物件として) 「ほふり」に預託する。

現時点では、担保株券の取扱いは、できる限り の手続を進める方向で、実務上の検討が進められている（拙稿「株券不発行と略式質権者」（2004年8月17日付DIR制度調査部情報）も参照）。

これを前提にすれば、具体的な対応が決まれば即応できるように、下準備を進めておくことは可能であり、望ましいことだと言えるだろう。具体的には、次のような対応が考えられる。

提供（受入れ）株券と担保差仕入先（担保提供元）の照合・確認を行っておく。

株券の名義が会社以外（例えば、オーナーや社長など）になっている場合、その事実関係・権利関係を確認しておく。

株券電子化対応に必要な手続（契約締結、口座開設など）が決まれば即応できるように、担保設定者（債務者）、担保権者（債権者）、金融機関などの間で連絡を密にとっておく。

なお、万が一、株券電子化までに手続が間に合わなければ、担保株券の名義人（通常は担保設定者（債務者））の特別口座が開設され、そこで株式の管理がなされることとなる。この場合、特別口座の開設先の信託銀行等を確認し、関係者で善後策を速やかに協議する必要があるだろう。